

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 Def consulting
代 表 者 代表取締役社長 下村 優太
(コード：4833 東証グロース市場)
問 合 せ 先 責任者 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一
(TEL 03-5786-3800)

第 7 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 8 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 25 日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第 7 回新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）の発行、株式会社 The capital（以下「The capital」といいます。）、下村優太氏（以下「下村氏」といいます。）及び上之園圭介氏（以下「上之園氏」といいます。）を割当先とする第 8 回新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）の発行に關しまして、この度、2025 年 9 月 10 日に発行価額の総額（2,640,000 円）の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 8 月 25 日付の「第 7 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 8 回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2025 年 9 月 10 日
(2) 新株予約権の総数	計 520,000 個 第 7 回新株予約権：360,000 個 第 8 回新株予約権：160,000 個
(3) 発行価額	総額 2,640,000 円 第 7 回新株予約権 1 個当たり 2 円 第 8 回新株予約権 1 個当たり 12 円
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 52,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 7 回新株予約権：36,000,000 株 第 8 回新株予約権：16,000,000 株 上限行使価額はありせん。 下限行使価額はいずれの回号についても 48 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 52,000,000 株であります。
(5) 調達資金の額	4,982,640,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第 7 回新株予約権：当初行使価額 96 円 (1) 行使価額は、2025 年 9 月 11 日に初回の修正がされ、以後 1 取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2025 年 8 月 25 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日（以下、2025 年 8 月 25 日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回

	る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定日において第7回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により第7回新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。下限行使価額は、当初48円とします。 第8回新株予約権：当初行使価額96円 (1) 2026年3月10日以降、第8回新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」といいます。)の直前取引日(本項において「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。)の16時までにかかる決議を行う旨を第8回新株予約権に係る新株予約権者に通知していた場合に限り、)第8回新株予約権の行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は、当初48円とします。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①第8回新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は上記第(1)号に基づく決議を行うことができません。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第7回新株予約権：EVO FUND 360,000 個 第8回新株予約権：The capital 140,000 個 下村氏 10,000 個 上之園氏 10,000 個
(8) 権利行使期間	第7回新株予約権：2025年9月11日から2027年3月11日まで 第8回新株予約権：2025年9月11日から2028年9月8日まで

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上